

平成31年度さいたま市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度さいたま市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 汚水処理戸数	528,400	戸
(2) 年間総汚水処理水量	146,032,000	m ³
(3) 一日平均汚水処理水量	398,995	m ³
(4) 主要な建設改良事業 管きよ整備事業費	11,854,639	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	下水道事業収益	26,096,816	千円	
第1項	営業収益	22,915,746	千円	
第2項	営業外収益	3,179,692	千円	
第3項	特別利益	1,378	千円	
		支	出	
第1款	下水道事業費用	24,714,843	千円	
第1項	営業費用	21,788,329	千円	
第2項	営業外費用	2,916,514	千円	
第3項	予備費	10,000	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,238,753千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 874,337千円、過年度分損益勘定留保資金 847,305千円、当年度分損益勘定留保資金 9,517,111千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資 本 的 収 入		15,211,220 千円
第1項	企 業 債		13,685,800 千円
第2項	他 会 計 負 担 金		357,677 千円
第3項	国 庫 補 助 金		921,000 千円
第4項	負 担 金		241,985 千円
第5項	長 期 貸 付 金 返 還 金		4,758 千円
		支	出
第1款	資 本 的 支 出		26,449,973 千円
第1項	建 設 改 良 費		14,368,500 千円
第2項	企 業 債 償 還 金		12,075,973 千円
第3項	長 期 貸 付 金		5,500 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費 岩槻諏訪公園 調整池整備事業	4,780,000	3 1	230,000
				3 2	1,590,000
				3 3	1,500,000
				3 4	1,460,000
1	資本的支出	1 建設改良費 けやき台ポンプ場 再構築事業	203,900	3 1	44,400
				3 2	159,500

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
固定資産台帳作成業務	平成31年度から 平成32年度まで	4,004
下水道施設緊急修繕	平成31年度から 平成32年度まで	107,250
下水道施設緊急清掃業務	平成31年度から 平成32年度まで	23,650
下水道取付管新設工事	平成31年度から 平成32年度まで	181,913

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	11,559,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 年度における利 率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	861,700			
資本費平準化	1,264,600			
合 計	13,685,800			

(一時借入金)

第 8 条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費及び長期貸付金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 1 0 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,316,528 千円

(他会計からの補助金)

第 1 1 条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,841,223千円である。

平成 3 1 年 2 月 6 日 提出

さいたま市長 清 水 勇 人